

## 令和5年9月7日開催教育委員会会議記録

### 1 開会・閉会等について

開催日	令和5年9月7日(木)
場 所	教育委員会室
開 会	午後3時00分
閉 会	午後3時18分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	阿 部 博 道
委 員	淺 松 三 平
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	宮 本 知 幸
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	浮 田 康 宏
学 務 課 長	西 村 克 己
指 導 室 長	石 坂 泰
すみだ教育研究所長	宮 本 佳 代 子
地域教育支援課長	大 八 木 努
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子
教育委員会事務局副参事	山 崎 紀 之

### 2 議題について

#### 報告事項

- 第1 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について
- 第2 令和6年度墨田区立小・中学校募集人数について
- 第3 令和5年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ女性センター情報資料コーナー蔵書点検実施報告について

### 3 会議の概要について

教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、岸田委員に

お願いします。

### 報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-33】

報告事項第1「教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

阿部委員 条文には「双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める」とありますが、どのように認定するのですか。

庶務課長 墨田区と東京都のパートナーシップ宣誓制度に基づき認定します。

阿部委員 宣誓した証明書を提出すれば認められるということですか。

庶務課長 はい。居住する自治体でパートナーシップ宣誓制度が導入されている場合は、その自治体の受理証明書で確認します。居住する自治体にパートナーシップ宣誓制度が導入されていない場合も、墨田区と連携する東京都のパートナーシップ宣誓制度では、東京都に在勤・在住している者は手続きができますので、その受理証明書をもって関係を確認します。

阿部委員 わかりました。「その他の婚姻関係に相当すると墨田区教育委員会が認める2者間の関係」には、事実婚の関係も含まれるのですか。

庶務課長 はい。事実婚は、改正前から含まれています。

阿部委員 配偶者には控除等がありますが、税法上の取扱はどうなりますか。

職員課長 所得税法上の扶養の取扱いについては、あくまでも法律上の婚姻関係しか適用されません。そのため、今回の条例改正により、パートナーシップ関係の相手方が配偶者と同じ扱いになっても、税法上は今まで通り控除の対象外となり、源泉徴収等でも複雑な処理は生じません。

教育長 この報告は、「墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則」第3条に基づく、教育長の臨時代理による処理の報告ですから、委員会としての承認が必要となります。承認してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

### 報告事項第2・・・資料番号【資料2】

報告事項第2「令和6年度墨田区立小・中学校募集人数について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

**報告事項第3・・・資料番号【資料3】**

報告事項第3「令和5年度墨田区立図書館・コミュニティ会館図書室・すみだ女性センター情報資料コーナー蔵書点検実施報告について」、ひきふね図書館長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。

(質疑なし)

教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。